

責務等【災害対策基本法等の例】

別添1

国の責務

- 万全の措置を講ずること
- 地方公共機関・指定公共機関が実施する措置を的確かつ迅速に支援

地方公共団体の責務

- 自らの計画と国が作成する基本的な方針に基づき、措置を的確かつ迅速に実施
- 区域内の関係機関が実施する措置を総合的に推進

指定(地方)公共機関の責務

- 業務計画で定めるところにより、自らの業務を推進

事業者及び国民の責務

- 予防の努力
- 措置の実施に関して協力するよう努力

基本的人権の尊重

- 「国民の自由と権利」を尊重し、必要最低限の制限

危機管理には、事前の準備が必要

あらかじめ、行動計画（国及び地方公共団体）、業務計画（指定公共機関）を作成

○行動計画（平成23年9月20日新型インフルエンザ対策閣僚会議決定）における主な事項

未発生期

- ・ 訓練・物資の備蓄等
- ・ 発生状況・動向・原因の調査（サーベイランス）
- ・ 水際対策の適確な実施（検疫強化、停留施設の確保等）

海外発生期

- ・ 新型インフル感染疑い者向け専用外来（「帰国者・接触者外来」）の設置
- ・ 在外邦人に対する支援（早期帰国呼びかけ）
- ・ 入院措置

国内発生早期

- ・ 患者の発生状況の把握
- ・ 限定された初発地域での外出・集会自粛等の要請、予防医療
- ・ 医療関係者、社会機能維持事業者の先行的予防接種、国民の予防接種

国内感染期

- ・ 医療関係者への医療従事者の要請及び指示及びこれらに伴う措置、臨時の医療施設の開設及び特例
- ・ 電気、ガス、運送等の指定（地方）公共機関による業務計画に基づく必要な措置の実施
- ・ 緊急物資の輸送・物資の売渡し、土地等の使用等に関する要請又は収用等
- ・ 埋火葬の特例

小康期

- ・ 生活関連物資等の価格の安定
- ・ 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等
- ・ 政策金融の実施
- ・ 社会・経済機能の回復

○業務計画における主な事項

- ・ 欠勤者を想定し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化
- ・ 職場における感染予防策

指定公共機関とは

- 独立行政法人等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人等
- 責務：①業務計画の作成及び国（都道府県）への報告、②発生時における計画の実施

【災害対策基本法における指定公共機関の例】

業種	事業者名	業種	事業者名	業種	事業者名
電気	沖縄電力株式会社	鉄道	北海道旅客鉄道株式会社	空港管理	関西国際空港株式会社
	関西電力株式会社		東日本旅客鉄道株式会社		中部国際空港株式会社
	九州電力株式会社		東海旅客鉄道株式会社		成田国際空港株式会社
	四国電力株式会社		西日本旅客鉄道株式会社	金融	日本銀行
	中国電力株式会社		四国旅客鉄道株式会社	報道	日本放送協会
	中部電力株式会社		九州旅客鉄道株式会社	通信	日本電信電話株式会社
	東京電力株式会社		日本貨物鉄道株式会社		東日本電信電話株式会社
	東北電力株式会社		東日本高速道路株式会社		西日本電信電話株式会社
	北陸電力株式会社		首都高速道路株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
	北海道電力株式会社		中日本高速道路株式会社	KDDI株式会社	
	電源開発株式会社	西日本高速道路株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		
	日本原子力発電株式会社	阪神高速道路株式会社	株式会社ディーディーアイ		
	ガス	大阪瓦斯株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	郵便	郵便事業株式会社
東京瓦斯株式会社		道路旅客・貨物運送	日本通運株式会社	郵便局株式会社	
東邦瓦斯株式会社			医療	日本赤十字社	

行政機関だけでは新型インフルエンザ対策の適確な実施は困難
指定（地方）公共機関による協力が必要

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ

国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれ

新型インフルエンザ緊急事態

国は、区域及び期間を定めて、**新型インフルエンザ緊急事態を宣言**

① 不要不急の外出の自粛の要請、学校、集会等の制限等の要請及び指示（参考1）

② 予防接種（参考2）

③ 医療関係者への医療等の実施の要請及び指示並びに臨時の医療施設の開設及び特例（参考3）

④ 電気、ガス、運送等の指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき必要な措置を実施（参考4）

⑤ 緊急物資の輸送・物資の売渡し・土地等の使用等に関する要請又は収用等（参考5）

⑥ 埋火葬の特例（参考6）

⑦ 生活関連物資等の価格の安定（参考7）

⑧ 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等（参考8）

⑨ 政策金融の実施（参考9）

（参考1）「兵庫県新型インフルエンザ対策検証報告書（平成21年9月）」によれば、接触者に対する外出自粛要請、学校休業及び催物の自粛等により感染拡大防止に一定の効果があつた一方、法の根拠がないため徹底が不十分との報告もある。

（参考2）・2000万人分の「プレパンドミックワクチン」を備蓄（H23.12現在）。1000万人分の「プレパンドミックワクチン」を備蓄予定。4次補正案において、1000万人分の予算を計上。
・平成25年度中を目途に全国民分のパンデミックワクチンを約半年で生産可能な体制を構築。

（参考3）・国民保護法においても同様の規定あり。
・約6260万人の抗インフル薬を備蓄（H23.12現在）。4次補正案において、約257万分の予算を計上。

（参考4）・災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。
・東日本大震災においても電気や運送等の課題が顕在化。

（参考5）災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定があり、国民保護法では、緊急物資の輸送等のための交通規制の実施も規定。

（参考6）・国民保護法においても同様の規定あり。
・行動計画では、重度の場合は約64万人の死亡者を想定。

（参考7）災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定があり、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく措置を規定。

（参考8）国民保護法においても同様の規定があり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」を適用し、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等を規定。

（参考9）災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定があり、融資条件や融資対象者の範囲等の弾力的な取扱いを規定。

【参考3 関連】

○国民保護法（抜粋）

（医療の実施の要請等）

第八十五条 都道府県知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

2 前項の場合において、同項の医療関係者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

（収容施設等に関する特例）

第八十九条 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第十七条の規定は、避難住民等を収容し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うための施設（第三項において「収容施設等」という。）であつて都道府県知事が臨時に開設するもの（次項及び第三項において「臨時の収容施設等」という。）については、適用しない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、臨時の収容施設等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第一百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が行う収容施設等の応急の修繕及び臨時の収容施設等の建築について準用する。

（臨時の医療施設に関する特例）

第九十条 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第四章の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設については、適用しない。

【参考4 関連】

○災害対策基本法（抜粋）

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

○国民保護法（抜粋）

（電気及びガス並びに水の安定的な供給）

第一百三十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号の電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項のガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項の水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項の水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項の工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（運送、通信及び郵便等の確保）

第一百三十五条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項の一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

【参考5 関連】

○災害対策基本法（抜粋）

（指定行政機関の長等の収用等）

第七十八条 災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

○災害救助法（抜粋）

第二十三条の二 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

○2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

○3 第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十六条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

○2 第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

【参考6 関連】

○国民保護法（抜粋）

（埋葬及び火葬の特例）

第二百二十二条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

【参考7・8 関連】

○災害対策基本法（抜粋）

（緊急措置）

第九十九条 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

- 一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止
- 二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定
- 三 金銭債務の支払（貸金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長

2～8 略

【参考9 関連】

○災害対策基本法（抜粋）

（災害融資）

第一百四条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるよう努めるものとする。